

# 犯罪被害者の人権と被害者支援

川本哲郎

- 1 はじめに
- 2 被害者の人権
- 3 経済的支援
  - (1) 犯罪被害給付制度
  - (2) 地方自治体の見舞金制度
  - (3) 損害賠償命令
  - (4) 加害者の民事賠償責任の実現方策
- 4 地方自治体の条例
- 5 関係諸機関の連携
- 6 おわりに

## 1 はじめに

国は、二〇一六年四月に、「第三次犯罪被害者等基本計画」を策定し、公表した<sup>1)</sup>。そして、その中で新たに、地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進や、被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する適切な支援、犯罪被害者等に対する中長期的支援などの問題が取り上げられることとなった。

また、日弁連は、二〇一七年一〇月に開催された第六〇回人権擁護大会の第一分科会のテーマを、「あらためて問う『犯罪被害者の権利』とは、誰もが等しく充実した支援を受けられる社会へ」とし、「今こそ、被害者支援を、被害者の権利という側面から改めて捉え直し、そのあり方について検討を加えていく必要がある」と訴えた<sup>2)</sup>。さらに、犯罪被害者給付金についても、親族間の犯罪を対象とする見直しが行われている<sup>3)</sup>。

たしかに、我が国の犯罪被害者支援は、この数十年間に飛躍的な進歩を遂げたが、いまだに多くの課題が残されているのが現状である<sup>4)</sup>。たとえば、被害者の経済的支援や中長期的支援については、さらなる改善が追求されるべきであるし、被害者を社会全体で支えることが必要であるが、その前提として、犯罪被害者を温かく支える地域社会をつくることが要請される。また、支援は、木目細かな途切れることのないもの(Seamless Support and Through Care)でなければならぬし、「いつでも、どこでも、誰でも」同様の支援を受けられるようにすることも重要である。それらのためには、関係諸機関が連携して支援を行うことが求められる。とくに、地方自治体による支援を充実させるために、条例の制定が大きな役割を果たすことが夙に指摘されているが、この点については、全国的に見ると、不十分なところが散見される。そこで、以下では、これらの課題を、犯罪被害者の人権に基づくものとして、考えてみたい。

## 2 被害者の人権

我が国において、被害者の人権が明確な形で示されたのは、一九九九年五月一五日に全国被害者支援ネットワークが公表した「犯罪被害者の権利宣言」<sup>(5)</sup>であろう。ここでは、公正な処遇を受ける権利を始めとして、情報を提供される権利、被害回復の権利、意見を述べる権利、支援を受ける権利、再被害から守られる権利、平穏かつ安全に生活する権利という七つのものが掲げられたのである。そして、二〇〇四年二月に制定された犯罪被害者基本法は、その一条において、「この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする」とし、三条において、「すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」として、犯罪被害者の権利が認められることとなった。さらに、三条では、基本理念として、「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講じられるものとする(二項)」「ことや、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を適切にすることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする(三項)」ことが定められている。

そして、これらに基づいて、同法では、国・地方公共団体・国民の責務(四―六条)、連携協力(七条)、犯罪被害者等基本計画(八条)などが第一章に定められ、第二章では基本的施策として、以下のようなものが定められている。すなわち、①犯罪被害者に対する相談への対応や情報の提供(一一条)、②損害賠償の請求についての援助(一二条)、③

給付金制度の充実（二三条）、④保健医療・福祉サービスの提供（二四条）、⑤安全の確保（二五条）、⑥居住・雇用の安定（一六一―一七条）、⑦刑事手続への参加の機会の拡充（一八条）、⑧保護、捜査、公判等の過程における「名誉・生活の平穩等」に対する配慮、である。

それぞれの施策は、本法制定後に定められた基本計画に沿って、その整備が図られてきた。基本計画の四つの基本方針は、①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、②個々の事情に応じて適切に行われること、③途切れることなく行われること、④国民の総意を形成しながら展開されること、であり、五つの重要課題は、①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組、である。<sup>6</sup>先に述べたように、この数十年間に、犯罪被害者に対する施策は大幅に向上したといつてよいが、実際には、未だに不十分なところが残っているのも事実である。中でも、経済的支援に係る②損額賠償請求についての援助と③給付金制度については、課題も多いので、次に詳しく検討したい。

### 3 経済的支援

犯罪被害者に対する経済的支援としては以下のようなものがある。

#### (1) 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度とは、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、死亡した犯罪被害者の遺族や重傷病を負い、又は身

体に障害が残った犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものである。<sup>(7)</sup>

一九八〇年に制定された犯罪被害者等給付金支給法は、その目的として、「この法律は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に犯罪被害等を受けた者を援助するための措置を講じ、もつて犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与すること」を掲げている（一条）。そして、その後、給付基礎額の引上げなどの数次の改正を経て、給付金は、犯罪被害者の立ち直りを支援する支援金の性格を帯びるようになり、申請に基づいて、一定の要件が備わっていれば、必ず支給されるものであるから、権利性を有していると評価されている。<sup>(8)</sup>

しかし、この制度の問題点も指摘されている。何よりも大きいのは、給付金の裁定期間の長いことである。<sup>(9)</sup> 近年は短縮されているが、二〇一二年の平均裁定期間は五・九月となっている。<sup>(10)</sup> また、過失犯の被害者が対象に含まれていないことも問題である。犯罪被害者等給付金支給法二条は、「この法律において『犯罪行為』とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法三七条一項「緊急避難」、三九条一項「心神喪失」又は四一条「刑事未成年」の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法三五条「正当行為」又は三六条一項「正当防衛」の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう」と定めている。これは夙に指摘されていたことであるが、その不備は、二〇一三年八月に京都府福知山市で開催された花火大会において、露店の爆発事故によって三人が死亡し、五五人が傷害を負った事件で明らかとなった。過失犯が対

象から除外されているのは、過失の認定が困難なことや、過失犯の大半は交通事犯であり、ほとんどの場合が自賠償などの保険によって補償が行われていることがその理由とされているが、交通事犯ではない花火大会の爆発の場合は、過失の認定も容易であり、過失相殺の可能性もないけれども、給付の対象とはなっていないのである。さらに、労災などの給付がある場合や損害賠償を受けた場合に支給されないこと（犯罪被害者等給付金支給法七―八条）と、給付金の額が低いことに対する不満を被害者等が表明することもある。

## (2) 地方自治体の見舞金制度

地方自治体の定める被害者支援条例には、見舞金制度を設けているものが多い。二〇一七年四月現在、見舞金制度を導入しているのは、一県、政令指定都市二〇のうち二、全国の一七二一の市町村のうち一五八、貸付金制度を導入しているのは、二県、一〇市区町である。<sup>14</sup> 具体的な例を挙げると、二〇一二年に制定された京都府福知山市の被害者支援条例では、見舞金の支給が規定されており（七条）、見舞金支給規則では、遺族見舞金三〇万円、傷害（医師の診断により全治一月以上の加療を要するもの）見舞金一〇万円とされている。<sup>15</sup> しかし、犯罪行為については、上記の犯罪被害者等給付金支給法と同様に過失犯が除外されているので、この制度は、既に述べたように、京都府福知山市花火大会の爆発事故には適用されなかった。<sup>16</sup> したがって、これについては、何らかの改善が考えられるべきであろう。

## (3) 損害賠償命令

この制度は二〇〇八年に導入されたものであり、犯罪被害者保護法三三条は、損害賠償命令の申立てについて、以下のように定めている。

「次に掲げる罪に係る刑事被告人の被害者又はその一般承継人は、当該被告事件の係属する裁判所（地方裁判所）に対し、その弁論の終結までに、損害賠償命令の申立てをすることができる。

1 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪又はその未遂罪

2 次に掲げる罪又はその未遂罪

イ 刑法一七六条から一七八条まで（強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦）の罪

ロ 刑法二二〇条（逮捕及び監禁）の罪

ハ 刑法二二四条から二二七条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、身在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等）の罪

ニ イからハまでに掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪（前号に掲げる罪を除く。）<sup>17</sup>その申立件数は年々増加しており、二〇一五年には三〇七件となっているが、全体としては、それ程多いとはいえないし、その実効性にも疑問が示されている。英米では、この制度は、被告人の資力を考慮し、比較的少額の損害賠償を簡易迅速に行うことに重点が置かれているのに対して、我が国の制度では、高額の賠償が認められており、一億円以上のももの散見される。損害を賠償するのは加害者であるから、民事の損害賠償の場合と同様に、額が確定したとしても、それが支払われる保証はない。そうすると、次に見るように、支払われない場合の対応が問題となってくる。

#### (4) 加害者の民事賠償責任の実現方策

日弁連が二〇一五年に実施した調査によれば、書面上の賠償額に対する回収額の割合は四九・九％であり、賠償額が三〇万円以下の場合の回収率は一〇〇％であるが、三〇〇万円を超えると五一・一％に低下し、三〇〇〇万円を超える

場合は八・四%となっている<sup>18)</sup>。また、民事裁判で賠償命令が確定しても、一〇年で時効となることの不都合も指摘されている<sup>19)</sup>。そこで、賠償金を国が立て替えて、加害者から回収する制度の設立を求める声が被害者遺族から上がっていた。少年犯罪被害当事者の会では、このことを二〇一四年のシンポジウムで取り上げている<sup>20)</sup>。

その点で、先駆的な取り組みを行っているのは兵庫県の明石市である。明石市の「犯罪被害者等の支援に関する条例」では、①貸付金として、「・・・資金を必要とする犯罪被害者等に対し、五〇万円を超えない範囲で無利子の資金の貸付を行うもの」としている（七条二項）し、②立替支援金を支給する制度として、「加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者等」から当該請求権の譲渡を受けることを条件として、その金額と同額の立替支援金（上限三〇〇万円）を犯罪被害者等に支給する、としている（一二条<sup>21)</sup>）。また、日弁連も、加害者の不払い対策として、新たに、国が被害者に代わって回収を行う救済機関を設置することを提案している<sup>22)</sup>。

問題は、第一に、資力があるのに支払わない場合である。国や地方自治体が回収を代行することは一案であるが、その際には、罰金刑の執行に関する検討が参照されるべきであろう。つまり、対象者の資力の判定が重要であるのは言うまでもないが、徴収方法の改善を図ることも要請されるからである。たとえば、スウェーデンでは、罰金の徴収を徴税機関が行っているし、イギリスでは、罰金徴収担当者の研修などが提案されている<sup>23)</sup>。また、我が国において、公金の債権回収業務に債権回収会社（サービサー）を用いるという動きが生じているのも参考にされるべきであろう<sup>24)</sup>。このように、国や地方自治体が賠償金の徴収を代行するだけでなく、その先を見据えた案を提示することが必要であると思われる。第二は、対象者に資力のない場合である。これについては、差し当たり、国や地方自治体などの公共機関による救済を求めるほかないであろう。なお、ドイツでは罰金不完納者に社会貢献活動を行わせているし、イギリスでは、罰金不完納者に対するクリニックスの創設が提案されていることも紹介しておきたい。被害者に対する加害者の賠償において



も、このような方策を導入し、加害者に少しでも責任を負わせることを検討してもよいのではなからうか。実際に、そのような点を考慮して、刑事施設の収容者に関しては、受刑者の作業報奨金の損害賠償等充当（刑事収容施設法九八条四項）という制度が創設されている。

被害者の損害回復・経済的支援に関しては、上記の制度以外に、①刑事和解（犯罪被害者保護法一九条）、②被害回復給付金、③被害回復分配金などの制度が設けられているので、将来は、適切な補償を実現するために、全体の調整を行うことが必要になると考えられる。その点で、日弁連が、被害者支援を一元的に扱う「犯罪被害者庁」の設置を検討しているのは、この問題の解決に資するところのある妥当な動きであると思われる。<sup>(26)</sup>とはいえ、そのような省庁の創設には時間がかかることが予想されるので、それまでの対策が早急に検討されるべきであろう。

#### 4 地方自治体の条例

地方自治体では、犯罪被害者基本法に基づいて条例を定めるところが現れてきた。二〇一七年四月現在の状況を見ると、都道府県では二八、政令指定都市二〇のうちの九市が条例を制定しているが、全国の一七二一の市町村では、条例を制定しているのは四一〇にとどまっており、全体の二三・八％にすぎない。また、地域による格差も大きく、秋田県、京都府、岡山県では全ての市町村が制定しているのに対して、二〇県では、条例を制定している市町村がゼロとなっている。<sup>(27)</sup>

条例を制定する意義としては、第一に、「被害者支援施策に具体的な法的根拠と民主的正当性を付与し、自治体としての取組に恒久性、計画性をもたらす効果がある」<sup>(28)</sup>。第二に、条例は、同時に制定されるものではないので、後から制

定する自治体が、先行する条例を参照して、さらに改善を図ることが考えられる。たとえば、二〇一一年に制定された京都市犯罪被害者支援条例一条では、条例の目的として、基本法とほぼ同様の規定が置かれているが、後半では変更が加えられている。つまり、「この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、その基本理念を定め、並びに本市市民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに」という部分は基本法と同一であるが、その後は、「犯罪被害者等の視点に立ち、犯罪被害者等を支援していくための施策に係る基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする」とされており、基本法では前文に置かれていた「被害者の視点」や、被害の回復及び軽減などが付加されているのである。さらに、その二年後に制定された神戸市犯罪被害者支援条例では、「犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策を総合的に推進し、及び犯罪被害者等の心に寄り添い、これを支える社会意識の形成を図り、もって市民が安全に安心して住み続けることができる互いに支え合う地域社会の実現に寄与することを目的とする」とされており、被害者に寄り添うことと、それを支える社会意識の形成が重要であることが示されている。<sup>30)</sup>このような動きが継続されれば、犯罪被害者支援条例の質は向上していくことが期待されるのである。第三に、地域の実情に応じた支援を定めることも可能になる。たとえば、京都市では、地域特性を生かした独自の取組として、「大学等との連携」(一四条)を定めており、大学等と連携した啓発や人材育成を行うこととしている。また、観光都市であることから、観光旅行者等に対する支援も行われる(一五条)。第四に、条例の制定に当たっては、地方議会において審議が行われ、制定後は広報されるので、住民の理解の深まることとが予想される。第五に、被害者の経済的支援という点でも効果が認められる。先に述べたように、多くの自治体では、被害者に見舞金を支給することとしているし、明石市では、貸付金や立替支援金の制度を設けている。神戸市と京都市

でも、「生活に困窮するに至った犯罪被害者等に対し、一時的な生活資金の助成その他の必要な支援を行うこと」としている。第六に、基本計画においても、当初から、今後講じていく施策として、国の行政機関相互、地方公共団体、その他の様々な関係機関・関係者との「連携・協力」が掲げられていたところであるが、<sup>(31)</sup> 条例が制定されれば、担当者が配置されるので、連携が円滑に行われることに寄与すると思われる。

以上のような意義・利点が認められるのであるが、問題がないわけではない。たとえば、地方自治体の犯罪被害者相談窓口については、「八割超が利用ゼロ」とする調査結果がある。<sup>(32)</sup> また、前述の明石市の立替支援金の制度も、ほとんど利用されていない。<sup>(33)</sup> これでは絵に描いた餅であり、その実効性に疑問が出されるのも当然である。しかしながら、このような結果の主たる原因は、広報不足などに求められると思われるので、それを改善して、潜在的な需要を粘り強く開拓することが重要であろう。

## 5 関係諸機関の連携

被害者の支援は、国民の誰もが被害者になりうるという意味で、特定の人を対象とするものではないので、「国民的な行政」である。<sup>(34)</sup> 本稿の冒頭にも述べたように、社会全体で被害者を支えていく必要があるので、関係諸機関の連携は大きな課題となる。

たとえば、最高検察庁は、二〇一六年六月に刑事政策推進室を設置したが、そこで、検察、弁護士、社会福祉協議会、自治体、警察、矯正・保護等の国の機関、法テラス、医療関係、児童相談所、支援団体の連携が謳われているのも参考となるし、<sup>(35)</sup> また、警察庁は交通事故被害者サポート事業を行っているが、その各種相談窓口等意見交換会には、地方自

治体（安心・安全、保健福祉）、検察、法テラス、保護観察所、国土交通省、犯罪被害者支援団体、自動車事故対策機構、警察、社会福祉協議会の出席を求めている。<sup>36</sup>とくに、社会福祉協議会に対しては、比較的新しく出席を要請されたものであるが、中長期的な支援を考えると、今後の重要性については疑いがないのであるから、連携・協力の拡大が望まれるところである。さらに、これ以外にも、大学などの教育機関や報道機関との協力も不可欠であるが、それらをまとめ列挙すれば以下のようになる。すなわち、国では、内閣府をはじめとして、厚生労働省、警察庁、法務省（検察、保護観察所）、国土交通省、文部科学省等、地方自治体では、被害者支援を担当する「安心・安全まちづくり」などの部署や都道府県警察の被害者支援室を筆頭に、男女共同参画センター、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、精神保健福祉センター、社会福祉協議会などが関係する。また、民間では、犯罪被害者支援団体を中心に、医療機関（産婦人科医、精神科医など）、臨床心理士・カウンセラー、弁護士（弁護士会、法テラス）、教育機関（小中学校、高校、大学、看護学校）、報道機関などの協力が重要である。<sup>37</sup>

ここで課題となるのは、第一に、連携の核となる機関をいずれにするか、である。たとえば、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを設置することが促進されてきたが、その過程で、連携の形態として、①病院拠点型、②相談センター拠点型、③相談センターを中心とした連携型が紹介されたことがあるが、<sup>38</sup>今後も、それぞれの利害得失を慎重に検討していくべきであろう。第二に、拠点が決まった後の連携の形態が問題となる。上記の三つの場合では、拠点から放射状に連絡が行われるという形式が想定されているので、各機関の横の連携が不十分となっている。この点も、被害者のニーズに応じた修正が必要とされよう。第三に、我が国の行政などでは、いわゆる縦割りの形式が採用されており、各機関の横の連携が密ではないという事態を変えていく努力が要求される。また、他の機関―国、地方自治体、民間団体―の間には文化の違いも認められるので、コミュニケーションをとるのが困難な状況が生じることも

ある。今後は、そのような点についての対応を図ることも検討されるべきであろう。その点については、性犯罪被害者のワンストップ支援センターなどの知見を活用することが期待される。

さらに、連携に関しては、同一地域内での諸機関の連携に加えて、広域的な連携や時系列的な連携―引き継ぎ―が重要であることも指摘しておきたい。たとえば、二〇一二年に起きた関越道高速バスツアー事件では、死者七名、重軽傷者三八名という被害が発生したが、出発地が北陸で、事故発生地点が群馬県であったために、多くの被害者は、居住地以外の病院で治療を受けた後に、自宅に戻るといったことになったので、群馬県と北陸の関係諸機関が連携しなければならぬという事態になった。今後も、類似の事件が発生する可能性はあるので、この点についての検討も不可欠であろう。<sup>(39)</sup>また、第三次犯罪被害者等基本計画では、五つの重点課題の④「支援等のための体制整備への取組」において、「犯罪被害者等を中長期的に支援するという視点からの体制整備への取組が行われなければならない」とされており、その際には、諸機関の支援の引き継ぎが行われることが多いので、それが円滑に行われるためにも、諸機関の連携は重要である。

## 6 おわりに

以上、犯罪被害者の人権に基づく被害者支援について検討してきたが、これらの諸問題は相互に関連しているのであるから、総合的な検討が必要であることを確認しておきたい。どのような経済的支援が適切かを決定するときには、多くの制度や機関による援助の比較検討が必要であり、その際には普段の連携が大きな役割を果たすことになる。また、地方自治体が連携の中心的役割を果たすこともあるので、その前提として、地方自治体が条例を制定して、担当者配

置ることが必要であろう。これらの相互の関連を把握して、総合的な支援策を立てることが今後の大きな課題であると思われる。その際には、前述した被害者庁の創設も有力な選択肢であろう。

なお、その他にも、犯罪被害者支援については、検討すべき重要な課題が山積しているが、その中で特に、「木目細かな支援」に関連することに触れておきたい。第一は、支援の地域格差の解消である。現在、民間ボランティアの被害者支援センターは、すべての都道府県に設置されているが、北海道を除いて、都府県の中では一カ所のみであり、しかも、すべてが県庁所在地に置かれている。都道府県の中には、広い面積を有するものもあり、また、県庁所在地が地理的に中央に位置するとはかぎらない。したがって、木目細かな被害者支援を実現するためには、センターの数を増加する必要がある。たとえば、我が国の約半分の人口しかないイギリスには、我が国を上回る五二のセンターが存在する<sup>40)</sup>。

京都府では、二〇一六年八月に京都犯罪被害者支援センターが京都府の北部に「ほくぶ相談室」を設置して、支援を開始したが、そのような動きを全国的に広めるべきであろう。

第二は、第三次犯罪被害者等基本計画でも取り上げられていることであるが、潜在化しやすい被害者への支援の在り方である。基本計画では、「性犯罪や児童虐待等の被害に遭ったにもかかわらず、自ら声を上げることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等」に対する支援の重要性が指摘されており、女性、子供、外国人、高齢者、障害者、性的少数者などが例として挙げられている<sup>42)</sup>。被害者のニーズに応じた支援を行うことが重要であるのは論を俟たないのであるから、このような動きは歓迎すべきことであるが、同様の被害者を更に発見する努力が継続されるべきであろう。たとえば、加害者が冤罪であった場合<sup>43)</sup>や加害者が不明の場合、加害者が飛行機のパイロットなどの高度な専門職である場合<sup>45)</sup>、外国人の加害者が外国に逃亡した場合などは、それぞれの特質に応じた支援が必要になるとと思われる。

第三に、犯罪の被害者といっても、いじめ、DV、ストーカー、児童虐待、悪徳商法、交通犯罪、性犯罪、組織犯罪、



精神障害犯罪などの類型が存在し、それぞれの支援の在り方が異なってくることに、配慮が必要である。実際に、DVや児童虐待、性犯罪などについては、特化した支援が行われている。今後、木目細かな支援を実現するためには、類型に応じたものが要請されるので、このような動きが広がることを期待したいが、その先を考える必要があることも忘れてはならない。ひとつには、個々の類型の支援で得られた知見を他の類型に応用することが求められる。そして、その際には、諸機関の横の連携を図ることが重要な課題となると思われる。いまひとつは、複数の性質を持つものに対する支援である。たとえば、親による性暴力は、児童虐待と性犯罪という二つの側面を有するのであるから、双方からの検討が必要となる<sup>(46)</sup>。これらの点については、全都道府県に設置されている被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワーク<sup>(47)</sup>や、被害者支援センターの連携等を図っている全国被害者支援ネットワーク<sup>(48)</sup>の活動を拡大・促進して対処するのも一案であろう。

第四に、支援の質の向上も重要な課題である。上述のように、支援には多種多様なものが存在するので、支援を行う側には、かなりの能力と技術が要求されることになる。様々な機会を設けて、自分の専門とは異なる領域の知識を吸収することが不可欠であり、そのための研修の場を設定することも必要となる<sup>(49)</sup>。たとえば、生き残った者が感じる罪悪感(Survivor's Guilt)や、グリーンフ・ケア、支援する側が陥る「代理トラウマ」などの困難な問題が存在するし、状況は刻々と変化するので、不断の努力が要請される。「継続的な点検と評価によってのみ、変化の効果を正確に測ることができ<sup>(50)</sup>」とする指摘もある。さらに、「性取引や環境汚染犯罪のような、被害者学に無視され続けている重大犯罪」も存在する<sup>(51)</sup>。最後に、被害者の支援にあたっては、人権保護の観点が不可欠であることを確認しておきたい。人権保護には、行政的・民事的な保護政策が必要であり、社会教育・人権教育の充実が求められる。この問題については、現代社会におけるヒューマニズムの質が問われているという指摘<sup>(52)</sup>があるが、至当であろう。社会全体で被害者を支えるのが重要である

ことの周知を図るべきであろう。

- (1) 池邊智治「『第三次犯罪被害者等基本計画』の概要等について」捜査研究七八六号(二〇一六年)二頁以下、中島聡美「犯罪被害者等基本計画―この一〇年の振り返りと今後の課題」論究ジュリスト二〇号(二〇一七年)一六〇頁以下、安田貴彦「犯罪被害者支援の現状と今後の課題―第三次犯罪被害者等基本計画を中心に―」椎橋隆幸先生古稀記念『新時代の刑事法学下巻』(二〇一六年)四〇二頁以下、同「これからの犯罪被害者支援施策―第三次犯罪被害者等基本計画を中心に―」警察学論集六九巻九号(二〇一六年)九六頁以下、一〇号一〇三頁以下、淡路恵介「第三次犯罪被害者等基本計画」を踏まえた警察庁犯罪被害者支援基本計画の策定について」捜査研究七八六号(二〇一六年)六頁以下、椎橋隆幸「第三次犯罪被害者等基本計画について」罪と罰五三巻四号(二〇一六年)三八頁以下、藤本哲也「犯罪被害者等基本計画について」戸籍時報七五四号(二〇一七年)六九頁以下など参照。
- (2) 日弁連のホームページ (<http://www.nichibenren.or.jp>) の大会案内参照。なお、本稿は、二〇一七年九月二日に香川弁護士会が高松市で開催した日弁連第六〇回人権擁護大会プレシンポジウム「これからの被害者支援に求められるもの」のパネルディスカッション「判決、その先へ」においてパネリストとして発言の機会を与えられたことを機に執筆したものである。
- (3) 東京新聞二〇一七年八月七日社説参照。
- (4) 安田貴彦・前掲論文(註1・椎橋隆幸先生古稀記念論集)四三―四三四頁、拙稿「交通犯罪の被害者」椎橋隆幸先生古稀記念『新時代の刑事法学下巻』(二〇一六年)四九九頁以下、同「犯罪被害者支援の今後の課題」同志社法学六七巻四号(二〇一五年)二〇一頁以下参照。
- (5) 全国被害者支援ネットワークのホームページ (<http://www.nnvs.org>) 参照。
- (6) 平成二九年版犯罪被害者白書一五―一七頁。
- (7) 警察庁のホームページ (<http://www.npa.go.jp>) 参照。
- (8) 奥村正雄「犯罪被害給付制度の現状と課題」被害者学研究二五号(二〇一五年)一三三頁。
- (9) 川出敏裕「犯罪被害給付制度の現状と課題」椎橋隆幸先生古稀記念『新時代の刑事法学下巻』(二〇一六年)四八六頁。
- (10) 武内大徳「犯罪被害者に対する支援の現状と課題」論究ジュリスト六号(二〇一三年)二二八頁、奥村正雄・前掲論文(註8)一四四頁参照。
- (11) 武内大徳「犯罪被害者に対する経済的支援の展望―間接的支援の拡充と犯罪被害者庁の設立に向けて―」被害者学研究二五号(二〇一五年)一二七頁。



- (12) 二〇〇一年の第一五一回国会・参議院内閣委員会において犯罪被害者等給付金支給法改正の審議が行われた際の筆者の参考人意見参照 [http://kokalog.net/viewer.html?meeting\_uni=http://kokkai.ndl.go.jp/SENTRYAKU/sangin/151/0058/15104050058007.ar.html]。
- (13) 奥村正雄・前掲論文(註8) 一四五頁参照。
- (14) 平成二九年版犯罪被害白書一〇頁。
- (15) 福知山市のホームページ [http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp] 参照。全国状況については、平成二九年版犯罪被害白書一七四―一八三頁参照。
- (16) 産経新聞二〇一三年九月一四日夕刊。
- (17) 奥村正雄・前掲論文(註8) 一三九―一四二頁、座談会「犯罪被害者支援の現状と課題」論究ジュリスト二〇号(二〇一七年) 一四五―一四七頁、武内大徳・前掲論文(註10)「論究ジュリスト」二二八頁以下。
- (18) <https://www.npa.go.jp/fanzaihigai/sakutei-susinh/kaig/24/pdf/s6.pdf> 安田貴彦・前掲論文(註1) 四二八頁参照。
- (19) 朝日新聞二〇一六年三月一四日。毎日新聞二〇一六年二月二八日参照。一九九九年に起きた愛知県西尾市のストーカー殺人事件では、犯人の少年と両親に約八九〇万円の支払いが命じられたが、二〇一三年の時点で、加害者側から支払われたのは約三〇万円であった[朝日新聞二〇一三年一月二九日「闇を照らす 第二部 少年事件 遺族の今」]。なお、日経新聞二〇一六年四月五日夕刊参照。
- (20) 京都新聞二〇一四年一〇月三日。
- (21) 明石市のホームページ [http://www2.city.akashi.lg.jp] 参照。
- (22) 朝日新聞二〇一六年一月二八日。
- (23) 拙稿「罰金刑の執行について」犯罪と非行一四三号(二〇〇五年) 一三三頁以下、同「罰金刑の運用をめぐる課題」刑事法ジャーナル六号(二〇〇七年) 九頁以下参照。
- (24) [http://www.soumu.go.jp/main\\_onten/00044309.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_onten/00044309.pdf) なく参照。
- (25) 奥村正雄・前掲論文(註8) 一三七頁以下、安田貴彦・前掲論文(註1) 椎橋隆幸先生古稀記念論集 四二七―四二八頁参照。なお、諸澤英道「被害者学」(二〇一六年) 七八二頁以下参照。
- (26) 武内大徳・前掲論文(註11) 被害者学研究二五号 一三〇頁。なお、矢野恵美「スウェーデンにおける国による被害者対策と『女性に対する暴力』への対策」被害者学研究二二号(二〇一二年) 六七頁以下、齋藤実「ノルウェーにおける犯罪被害者庁の現在(いま)―暴力犯罪被害補償庁及び犯罪被害者支援地方事務所を中心として―」獨協法学九八号(二〇一五年) 一頁以下参照。

- (27) 平成二九年版犯罪被害者白書一七二―一七三頁。拙稿「犯罪被害者支援の今後の課題」同志社法学六七巻四号（二〇一五年）二〇二頁以下参照。
- (28) 安田貴彦・前掲論文（註1・椎橋隆幸先生古稀記念論集 四三三頁  
[http://www.1-g-reiki\\_honbun/ki02RG00001304.html](http://www.1-g-reiki_honbun/ki02RG00001304.html)
- (29) [http://www.1-g-reiki.net/city/kobe/reiki\\_honbun/ki302RG00001563.html](http://www.1-g-reiki.net/city/kobe/reiki_honbun/ki302RG00001563.html)
- (30) 第一次基本計画については平成一八―二二年度の犯罪被害者白書、第二次基本計画については平成三三―三七年年度の犯罪被害者白書に掲載されている。
- (31) 神戸新聞二〇一六年一月六日、犯罪被害者等暮らし・支援検討会（くらしえん）（<http://kurashien.net/>）参照。
- (32) 座談会「犯罪被害者支援の現状と課題」論究ジュリスト二〇号（二〇一七年）一四六頁の太田達也教授の発言参照。
- (33) 安田貴彦・前掲論文（註1・椎橋隆幸先生古稀記念論集 四三九頁。
- (34) 平成二九年版犯罪被害者白書五六頁。
- (35) サポート事業については、平成二九年版犯罪被害者白書一〇六一―一〇七頁参照。また、報告書が警察庁のホームページに掲載されている。なお、拙稿（註4・椎橋隆幸先生古稀記念論集 五〇六―五〇七頁、同（註4・同志社法学六七巻四号）二〇九頁以下参照。
- (36) 医療機関や教育機関には国公立のものがあるが、機能上、とくに別に論じる必要はないであろう。
- (37) 平成二七年版犯罪被害者白書一五頁。
- (38) このときの連携は、二〇一三年一〇月に開催された全国犯罪被害者支援ネットワークのフォーラム二〇一三において、「犯罪被害者支援おける連携のあり方」として取り上げられ、筆者もパネルディスカッションのパネリストを務めた。この記録として、全国犯罪被害者支援ネットワークが二〇一四年に採録版を発行している。
- (39) <http://www.victimsupport.org.uk/help-and-support/get-help/support-near-you>
- (40) 平成二九年版犯罪被害者白書一一六頁。
- (41) 安田貴彦・前掲論文（註1・椎橋隆幸先生古稀記念論集）四三〇頁。外国の文献においても、特殊な被害者として、障害者、精神障害者、被拘禁者を挙げているものがある（L.E.Daigle, *Victimology A Text/Reader* 2012, pp.342-362）。
- (42) 内山真由美「冤罪防止策の充実と犯罪被害者の関係」（二〇一七年六月三日京都学園大学において開催された日本被害者学会第二八回学術大会の個別報告）（被害者学研究二八号に掲載予定）。

- (44) 入江杏「悲しみを生きる力に 被害者遺族からあなたへ」(二〇二二) 参照。
- (45) 藤原琢也「過失事故加害者の被害者化」被害者学研究二六号(二〇一六)二七頁以下、C. サレンバーガー「機長、究極の決断『ハドソン川』の奇跡」(二〇一一年)三二七頁以下参照。See, Sidney Dekker, *Second Victim*, 2013.
- (46) 山本潤「十三歳、『私』をなくした私 性暴力と生きることのリアル」(二〇一七年) 参照。
- (47) 平成二九年版犯罪被害白書六四頁、警察庁のホームページ(註7) 参照。
- (48) <http://www.mnvs.org>
- (49) 拙稿「被害者支援における専門家の役割」被害者学研究二三号(二〇二三年)一一二頁参照。
- (50) W.G.Doerner and S.P.Lab, *Victimology*, 8<sup>th</sup> ed., 2017, p.165.
- (51) ジョー・グデイ「これからの犯罪被害者学―被害者中心の司法への険しい道」(西村春夫訳)(二〇一一年)三三五頁。
- (52) 森本益之「刑事政策と人権―刑事法学者の歩み」(二〇一六年) 八七―八八頁。